

公 告

(熊本河川国道事務所管内における加勢川・緑川外来水草等除去委託について)

次のとおり公告します。

令和2年6月23日

国土交通省九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 鈴木 学

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、熊本河川国道事務所が管理する緑川水系加勢川(0k000～11k500)及び緑川(0k000～4k800)における外来水草等除去作業の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、熊本河川国道事務所が管理する緑川水系加勢川(0k000～11k500)及び緑川(0k000～4k800)であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 令和2年7月15日(予定)～令和3年2月28日

(4) 本委託を契約する団体については、2.に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し選定する。(詳細は技術資料等説明書による)

その後、熊本河川国道事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号に該当するものとする。

- (1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-8029 熊本県熊本市西原1丁目12番1号(電話 096-382-1136)
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課
担当 : 建設専門官 松村 忠行(内線405)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和2年6月23日(火)から令和2年7月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒861-8029 熊本県熊本市西原1丁目12番1号
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 2階 河川管理課内
- ③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 委託契約にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和2年6月24日(水)から令和2年7月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

- (1) 申請書等の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所が管理する緑川水系加勢川（0k000～11k500）及び緑川（0k000～4k800）における外来水草等除去作業の委託契約については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和2年6月23日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 鈴木 学
熊本県熊本市西原1丁目12番1号

3. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、熊本河川国道事務所が管理する緑川水系加勢川（0k000～11k500）及び緑川（0k000～4k800）における外来水草等除去作業の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、熊本河川国道事務所が管理する緑川水系加勢川（0k000～11k500）及び緑川（0k000～4k800）であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 令和2年7月15日（予定）～令和3年2月28日

(4) 本委託を契約する団体については、4. に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し選定する。

その後、熊本河川国道事務所において、委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

4. 参加資格要件

次の各号に該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

5. 参加資格の確認等

(1) 本委託の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる資料を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本委託契約に参加することができない。

① 提出資料：

1) 申請書

2) 一般社団法人、一般財団法人については、法第99条第一項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることを証明する

書類。(河川協力団体指定準則(国水環第69号 平成25年10月15日)第4一、四、五、七に定める書類)

3) 河川協力団体については、河川協力団体の指定証(写)

② 提出期間：令和2年6月24日(水)から令和2年7月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

③ 提出場所：〒861-8029 熊本県熊本市西原1丁目12番1号

電話：096-382-1136

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課

担当：建設専門官(内線405)

④ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(2) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年7月9日(木)までに書面にてFAXにより通知する。

(3) 申請書の評価

1) 申請書の評価項目等は、以下のとおりである。

- ・各項目について採点を行い、その合計が60点以上の場合に審査基準を満たすものとする。
- ・各項目のいずれかで0点となった場合には、審査基準を満たさないものとする。
- ・ヒアリングを行った場合は、ヒアリングの内容も踏まえ審査を行うものとする。
- ・配点は以下の通りとする。
- ・特定されたものに対して書面(特定通知書)により通知する。

	項目	確認内容	配点
活動実績	一 継続性	近年おおむね5年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。 (配点 35点)	
	活動実績	①委託内容を実行できる実績であるか。	20点
	継続性	②過去から継続した実績であるか。	15点
	二 公共性	一の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。(配点15点)	
	公共性	③活動実績に公共性が認められる。	15点
活動実施体制	三 実効性	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性がみとめられること。 (配点 50点)	
		①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。	25点
		②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。	25点

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限：令和2年7月15日(水) 17時00分

② 提出場所：上記5.(1)③に同じ。

③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。

(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、熊本河川国道事務所河川管理課長へ電話で確認すること(不在の場合は河川管理課建設専門官で可)。

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和2年7月16日(木)までに説明を求めた者に対し、書面

にてFAXにより回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項 (必須)

記載事項	内容に関する留意事項
1)申請書 [様式-1]	①様式は[様式-1]とし、必ず団体の代表者印を押印すること。
2)河川協力団体指 定準則(国水環第6 9号平成25年1 0月15日)第4一、 四～七に定める書類 [様式-2]	①様式は[様式-2]とする。 ※河川協力団体については提出不要
(3)河川協力団体の 指定証	①一般社団法人、一般財団法人については提出不要。

8. 本委託締結に関する手続等

(1)担当部局は、上記5.(1)③に同じ。

(2)技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和2年6月23日(火)から令和2年7月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②交付場所：〒861-8029 熊本県熊本市西原1丁目12番1号
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 2階 河川管理課内

③交付方法：手渡しにより交付する。

(3)委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和2年6月24日(水)から令和2年7月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

②提出場所：上記5.(1)③に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

9. 技術資料等説明書に対する質問

(1)この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和2年6月24日(水)から令和2年7月2日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

②提出場所：上記5.(1)③に同じ。

③提出方法：FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。

(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、熊本河川国道事務所 河川管理課 建設専門官へ電話で確認すること。

(2)(1)の質問に対する回答は、書面により令和2年7月2日(木)までに行う。

10. 本委託締結者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出及び上記9.ヒアリングに基づき評価・決定する。その結果は、令和2年7月9日(木)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

11. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。